

有機溶剤作業主任者技能講習 案内書

法律根拠

- 労働安全衛生法第14条では、労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものは、技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないと定められています。
- そして、労働安全衛生法施行令第6条第22号により、屋内作業場又はタンク、船倉内若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において、同施行令別表第6の2に掲げる有機溶剤（混合物で有機溶剤を重量の5%を超えて含有するものを含む。）を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるものに係る作業が、有機溶剤作業主任者を選任すべき作業であると定められています。
- この講習は、関係法令及び厚生労働大臣告示で定められた科目と時間数の講義により必要な知識と技能を習得し、その作業に従事させる際に必要となる有機溶剤作業主任者の資格を取得していただくためのものです。



受講資格

特になし

受講科目・講習時間

- 学科講習** : 有機溶剤による健康障害及びその予防に関する知識(4H)、作業環境の改善方法に関する知識(4H)、保護具に関する知識(2H)、関係法令(2H)
- 修了試験** : 全ての講義終了後に実施(1H)

受講料金

 … 令和7年2月1日現在

- 一般 : 受講料 11,000円、テキスト代 1,980円、合計 12,980円
- 会員 : 受講料 11,000円、テキスト代 1,590円、合計 12,590円

※注 令和8年6月1日開催分から、テキスト代が2,200円(会員1,760円)に改定されます。

その他

建設事業主等に対する人材開発支援助成金対象講習です。
助成金の申請方法等は、愛媛労働局助成金センターへ、講習の内容等は、愛媛労働基準協会へお問い合わせください。